

電子申告変換対応版

相続税申告書

新プログラム 令和 7 年 9 月発売

令和 7 年以降の電子申告にも対応！

R7相続・年ー(/dev/pts/23)

令和 7 年 1 月 1 日以降版 相続税申告書システム
ユーザコード ... 1
年 度 ... 令和 7
ユーザ名 ... 国税 太郎
入力用紙選択 (1 ページ)

11: [被相続人登録]
12: [相続人登録]
13: [財産入力]
14: [相続税申告書]
31: [遺産分割協議書]
32: [チェックシート]

805: [税務代理権限証書(電子専用)]
815: [税理士法第33条2第1項(資)]
825: [税理士法第33条2第2項(資)]

被相続人登録、相続人登録、財産
入力を行った上で、各申告書を作成
します。

チェックシート及び添付書類は、相続
人ごとに作成することができます。

【被相続人の登録】		「※は必須入力項目です。」	
相続開始の日※	令和 7 年 5 月 10 日		
フリガナ(半角)	コトノハナ		
被相続人名※	国税 太郎		
生年月日	昭和 23 年 10 月 19 日		
年齢	78 歳	※相続開始の日と生年月日より割り出します。	
郵便番号	〒344 - 0001		
住所※	埼玉県春日部市 〇〇〇3丁目5番16号		
職業	なし		
あん分割割合	2		
算出税額端数処理	○		
第11・11の2表付表1:同意欄	○		
管轄税務署	春日部		
提出年月日	令和 7 年 5 月 10 日		
税理士法30条	▽		

【相続人の登録】		「※は電子申告必須項目です。」	
相続人No.	1	利用者識別番号※	1111111111111100
フリガナ(半角)	コトノハナ		
相続人名※	国税 花子		
続柄	配偶者 妻		
生年月日	昭和 30 年 9 月 21 日		
年齢	89 歳	※相続開始の日と生年月日より割り出します。	
郵便番号	〒344 - 0001		
住所※	埼玉県春日部市 〇〇〇3丁目5番16号		
電話番号	048 - 700 - 0001		
職業	なし		
配偶者	○ 該当 ○ 非該当		
相続時精算課税適用区分	非適用者		
取得原因	相続		
法定相続人	○ 該当 ○ 非該当		
法定相続分	1 / 2 ※相続人の合計が1になるように入力します。		
民法上の相続割合	1 / 2 ※未分割財産のあん分割割合となります。		

【財産入力】		※新規の場合「種類」「細目」を選択後「追加」を押してください。	
種類	細目	コード	利用区分
1 編集	土地 宅地	01-13-001 小規模宅地	自用(居住用)
2 編集	土地 宅地	01-13-002 小規模宅地	貸家建付地

種類	細目	コード	利用区分	所在場所等	価額	取得者名
1 編集	土地 宅地	01-13-001 小規模宅地	自用(居住用)	埼玉県春日部市 〇〇〇3丁目5番16号	64,350,000	取得分割
2 編集	土地 宅地	01-13-002 小規模宅地	貸家建付地	埼玉県春日部市 〇〇〇3丁目5番17号	48,215,000	国税 花子

【※修正申告は来春対応を予定しております】

大変お待たせしました。

画面で結果を確認、印刷が
でき、更に電子申告に変換
ができる新しいプログラムが
完成しました。

・プログラムの改正保守に

ご加入中のお客様には
今回新プログラムをお届け
しております。

・改正保守未加入の方は

この機会にぜひご購入を
ご検討ください。

プログラム価格 ¥55,000(税込)

改正保守価格 年額 ¥19,800(税込)

※電子申告はオプションです※

相続税電子申告プログラム
は新規ご購入が必要です。

相続電子申告価格 ¥27,500(税込)

改正保守価格 年額 ¥19,800(税込)

株式会社 タテムラ



197-0024

東京都福生市牛浜 104

システムサービス課

電話番号：042-553-5311
(10:00~15:30)

※保守にご加入の方は

フリーダイヤルをご利用ください。

FAX 番号：042-553-9901

メールアドレス：

ss@tatemura.co.jp

★財産入力から各申告書にデータを転記して、自動計算します。

【第9表 生命保険金などの明細書】
被相続人氏名：国税 太郎

プレビュー印刷

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など				
保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
東京都千代田区〇〇2丁目×番	〇〇生命保険（相）	令和7・7・5	円 29,829,483	国税 一郎
東京都千代田区〇〇2丁目×番	〇〇生命保険（相）	令和7・7・5	5,000,000	国税 一郎
東京都千代田区〇〇1丁目×番	××生命保険（相）	令和7・7・12	10,000,000	国税 一郎
東京都中央区〇〇2丁目×番	△△			
東京都中央区〇〇1丁目×番	(株)			

2 課税される金額の計算

法定相続人の数 [A]
保険金の非課税限度額 500万円 × 3人 = 15,000,000 円

保険金などを受け取った相続人の氏名	[1]受け取った保険金などの金額	[2]非課税金額 A×各人の[1]÷B	[3]課税金額 ([1]－[2])
合計	B 75,397,808 円	15,000,000 円	60,397,808 円
国税 一郎	44,829,483	8,878,826	35,750,657
税務 幸子	30,768,125	6,121,174	24,646,951

例) 生命保険
財産入力した生命保険データは、第9表に転記して自動計算。
その結果を、第11表の付表4へ転記します。

【第11表の付表4 相続税がかかる財産の明細書(事業(農業)用財産・家庭用財産・その他の財産用)】
被相続人氏名：国税 太郎

プレビュー印刷

1 頁へ移動(全58頁)

財産の明細						分割が確定した財産	
項番	区分 財産コード 細目 国外・特例	備考	財産の名称等 財産の所在場所等	数量(単位)	倍数	取得した人の 番号・氏名	取得財産の 価額(円)
					単価(円) 価額(円)		
1	81 08-81-001 家庭用財産		家具等一式			1 / 国税 花子	2,500,000
			埼玉県春日部市〇〇〇〇8丁目5番18号			/	
						/	
					2,500,000		
	71 生命保険金等					2 / 国税 一郎	35,750,657

★申告書で直接データを入力する表もあります。

【第11の2表 相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書】
被相続人氏名：国税 太郎

プレビュー印刷

2 適用財産の明細 ←適用財産の明細を先に入力してください。

贈与を受けた人の氏名	初めて贈与を受けた年分	届出書を提出した税務署
国税 一郎	令和2年分	春日部税務署

1 相続税の課税価額に加算する相続時精算課税適用財産等から控除すべき贈与税額の明細

番号	[1] 贈与を受けた年分	[2] 贈与税の申告税務署	[3] 贈与財産の価額の合計額	[4] [3]から控除する基礎控除額	[5] ([3]－[4]) (赤字のとき0)	[6] [3]の財産に係る贈与税額	[7] 贈与税額に係る外国税額控除額
1	令和2年分	春日部税務署	24,826,035	0	24,826,035		

例) 第11の2表
相続時精算課税
適用財産
データは第11の2表で
入力します。

【第11の2表: 2 相続時精算課税適用財産(1の[3])の明細】
被相続人氏名：国税 太郎
贈与を受けた人の氏名：国税 一郎

プレビュー印刷

2 相続時精算課税適用財産(1の[3])の明細

行 No	番号	[1] 贈与 年月日	[2]相続時精算課税適用財産の明細				数量	価額 円
			種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等		
1	1	令和2・5・14	有価証券 有価証券	株式等・その他の方式 41 株式等・その他の方式	〇〇商事(株)	参照 登録 東京都文京区〇〇1丁目3番5号	株 2,000	14,624,000
2	1	令和2・5・14	現金・預貯金等 現金・預貯金等		定期預金	参照 登録 〇〇銀行 〇〇支店		10,002,035

旧相続税申告書、及び WEB 相続税申告書プログラムとの互換性はございません。(データは新規入力となります。)